

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

( 1 0 月 定 例 会 議 事 録 )

令和2年10月12日(月) 14時00分～  
津山市役所 本庁舎2階 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 ( 1 5 名 )

- |             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 長 森 健 樹  | 2. 井家上 淑子   | 4. 堀 江 政 由  | 5. 仁 木 紹 祐  |
| 6. 尾 島 宏 明  | 8. 坂 本 弘 治  | 9. 筒 塩 清 美  | 11. 岡 田 成 子 |
| 13. 吉 野 夏 己 | 14. 高 山 一 英 | 15. 大 山 正 志 | 16. 植 本 幸 男 |
| 17. 竹 内 隆 一 | 18. 太 田 裕 恭 | 19. 山 下 英 男 |             |

欠 席 委 員 ( 4 名 )

- |            |              |             |           |
|------------|--------------|-------------|-----------|
| 3. 池 田 幸 正 | 7. 小 島 仁 太 郎 | 10. 寺 元 久 郎 | 12. 大 塚 毅 |
|------------|--------------|-------------|-----------|

事 務 局 ( 9 名 )

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 吉 田 局 長 | 高 橋 次 長 | 村 上 主 任 | 都 井 主 事 |
| 今 井 主 事 | 三 宅 主 査 | 小 椋 主 任 | 濃 野 主 幹 |
| 門 村 主 事 |         |         |         |

## 議 事

- 議案第 46号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 47号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 48号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 49号 非農地証明願承認について
- 議案第 50号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 51号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 52号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第 53号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 9号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和2年10月農業委員会を開催いたします。本日は、委員19名中、15名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番 池田委員、7番 小島委員、10番 寺元委員、12番 大塚委員から欠席の連絡を頂いております。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

みなさま、ご苦勞様でございます。10月になって朝夕ずいぶん涼しくなりました。市下では稲穂の姿も消えて秋になったと思っています。これから寒暖差も大きくなります。コロナもあります。体調管理に十分気をつけて農作業に励んでいただければと思います。それでは議事に入ります前に、運営委員会から報告を太田委員長お願いします。

太 田 委 員 長

先ほど開催されました第7回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございます。それでは、議事録署名人を指定させていただきます。11番 岡田委員、13番 吉野委員、お願いします。

事務局 (津山)

それでは、議案に入らせてもらいます。議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明をお願いします。

それでは、議案第46号の説明をいたします。今回、津山地区から2件、加茂地区から3件、久米地区から3件、合計8件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

事務局 (加茂)

1-1についてですが新田の60歳の男性から、西吉田の76歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、堺町の63歳の男性から、愛知県名古屋市の33歳会社員の男性への、新規就農による所有権移転です。譲受人の住所は名古屋市ですが、今後の状況を鑑みながら、まもなく移住してこれられるとのこと。それまでは申請地から0.1キロほどの上横野にある農業拠点から通われとのこと、通作距離についての問題はありません。

以上、津山地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、兵庫県加古川市の62歳の男性から、加茂町黒木の50歳、会社員の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおりに営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。

続きまして2-2についてですが、加茂町宇野の71歳の男性から、加茂町公郷の65歳、会社役員の男性への増反による所有権移転です。

続きまして2-3についてですが、加茂町小淵の86歳の男性から、加茂町公郷の65歳、会社役員の男性への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請3件はすべて農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局 (久米)

加茂地区からの説明は以上です。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1についてですが、南方中の67歳の男性から、美咲町の58歳会社員の

男性への、増反による所有権移転です。美咲町にて耕作を行っていると申出を受けており、美咲町農業委員会発行の耕作面積証明書が添付されています。美咲町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。

続きまして、5-2についてですが、南方中の70歳の男性から、久米川南の44歳公務員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、5-3についてですが、大阪府の77歳の女性から、久米川南の50歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

久米地区の申請3件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第46号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。

井 家 上 会 長 代 理 2番井家上です。1-1、この方76歳ですが大変お元気です。本山推進委員さんも問題なく営農が出来ると言われていています。よろしくをお願いします。

長 森 会 長 はい。私が1-2について説明します。上横野、この方は息子さんです。今、愛知県にいますが4月にIターンで戻ってこられるということです。実家も近くで4月までは両親が手入れをするということで問題ないと思います。お願いします。

山 下 委 員 19番山下です。2-1について、新規就農ということで、去年から話がありましたがやっとこちらに住むことができるようになったということで、頑張ってされるということで問題ないと思います。

2-2ですがこれも問題ありません。

竹 内 委 員 17番竹内です。2-3ですが問題ありませんのでよろしくお願いします。

植 本 委 員 16番植本です。5-1については美咲町からですが問題無いと聞いています。

5-2についても問題ないと思います。

5-3も問題ないです。よろしくお願いします。

長 森 会 長 ありがとうございます。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。

\*  
長 森 会 長 ありません。

ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。

\*  
長 森 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

はい。賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第47号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第47号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、久米地区から1件、合計2件の申請です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・綾部の田、2,243㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、綾部にお住いの84歳農業の男性です。高齢となり、耕作できない状況にあり、保全管理も困難となっているため、管理が容易でかつ収益の得られる太陽光発電施設を設置するものです。転用にあたり、境界部分については、畦畔を設け、雨水排水については、自然浸透と水路への流入で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。綾部東町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（久米） 続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・里公文の田、480㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造平屋建て全高5.5m程度の居宅1棟で、建ぺい率は27%です。転用事業者は、里公文にお住いの42歳社員の男性です。現在、実家にて同居していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については擁壁内周に排水路を設け、既存側溝に排水し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高鉢水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落到接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第47号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、地区担当委員から、ご意見お願いします。

高 山 委 員 14番高山です。先週日曜日に現地を見てきました。事前着工等ありません。問題ありません。

太 田 委 員 18番太田です。5-1ですが推進委員から問題ない旨を聞いております。よろしくをお願いします。

長 森 会 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

ありません。

長 森 会 長 はい、ないようでしたので採決を取りたいと思います。本案について賛成の方、挙手をお願いします。

※  
《 多数、挙手 》

長 森 会 長 はい、挙手多数という事で原案通り承認いたしました。

続きまして議案第48号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（津山） 失礼します。議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。誤植箇所ですが、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請承認についての5ページの申請番号1-1番につきまして、申請事由の記載に誤りがありました。申請事由に、「露天駐車場」と記載しておりますが、正しくは「貸露天駐車場」となりますので、「貸露天駐車場」と訂正していただきますようお願いいたします。以上、お手数ではございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転8件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転2件の計12件の申請です。議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・上河原の畑、175㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、下紺屋町にお住いの49歳会社社員の男性です。申請者が営むIT管理会社の顧客を申請地周辺に抱えており、相手先に滞在する時間が長いことから、顧客管理のための駐車場を確保する必要があり、あわせて、申請地に隣接する介護事業所に貸し付けるため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、ブロック塀を設置し、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高鉢水利組合から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・総社の田、499.48㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.3m程度の居宅1棟、カーポート1棟及び倉庫1棟で建ぺい率は38%です。転用事業者は、総社にお住まいの35歳会社員の男性です。現在、アパートにて居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側は申請地の方が低く、北側・東側には擁壁を設置し、雨水排水については、南側水路へ排水し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社西水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・大田の田、61㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は進入路です。転用事業者は、大田にお住まいの39歳会社員の男性です。隣接する宅地に居宅を建設するにあたり、申請地を進入路として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大田町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・綾部の田、399㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.7m程度の居宅1棟で建ぺい率は22%です。転用事業者は、綾部にお住まいの30歳会社員の男性です。現在、親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭となっており、将来は親の介護をする必要が考えられるため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、北側から西側にかけて側溝を設け、既設水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理したのち既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。緑山池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・近長の田、499㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.6m程度の居宅1棟及び軽量鉄骨造平屋建て全高3.6m程度の車庫1棟で建ぺい率は27%です。転用事業者は、押入にお住まいの34歳会社員の男性です。現在、アパートにて居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、祖父の所有する申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既設排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・押入の田、800㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は東一宮に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁を利用するほか、新設擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水

路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・高野本郷の畑、1,222㎡の内76㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振農用地です。転用事業者は、河面にお住いの68歳建設業の男性です。申請地の奥にある土地へ土砂を搬入するにあたっての進入路を整備するための一時転用で、期間は令和2年11月1日から令和5年10月31日までです。転用にあたり、境界部分については、既設水路の土砂が流入しないよう盛度を行い、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・瓜生原の畑、175㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は平福にお住いの25歳公務員の男性です。現在、アパートに居住していますが、手狭となったため、父が所有する宅地に隣接し、祖父が所有する申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、法尻に素掘り側溝を新設し、雨水排水については、自然浸透させ、生活雑排水は合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。瓜生原町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・東一宮の畑、370㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.3m程度の居宅1棟で、建ぺい率は35%です。転用事業者は南方中にお住いの29歳社員の男性です。現在、実家にて生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、新設擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を通じて既存水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東一宮の畑、719㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は上河原に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及びコンクリートブロック擁壁により対処し、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・大吉の田、84㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と

判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.0m程度の居宅1棟に附属建物を含め合計4棟で、建ぺい率は34%です。転用事業者は、大吉にお住いの62歳農業の男性です。昭和59年に住宅や附属建物を建築した際、誤って申請地にまたがり建築していたものです。転用にあたり、北側農地よりも約3m程度申請地の方が低く、東及び西側の境界部分は既存の擁壁があり、雨水排水については、既存の排水路で対処し、生活雑排水は合併処理浄化槽で対応し、直接既存水路へ流入しないよう留意するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。大吉町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

続きまして、4-2番・安井の田、116㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、安井にお住まいの78歳無職の男性です。高齢となり息子達が戻ってくる機会が増えていますが、自宅敷地に駐車場の余裕がないことから、申請地を駐車場とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側は既存のコンクリートブロックがあり、北側は隣接地の方が高く、西側は市道でコンクリートの段があり、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第48号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。続きまして、地元委員から、ご意見をお願いします。

大 山 委 員

1区大山です。1-1、1-2、1-3について説明します。

1-1の上河原の件ですが、道路拡張の際に三角形の田んぼが残りなかなか耕作しにくい。現在は一部が資源ごみの回収所として使われており問題ないと考えます。

1-2の総社ですがこれも家と家の間の長方形の田んぼで問題ないと考えます。

1-3の大田ですがおばあさんの土地にお孫さんが家を建てるということで申請をしております。問題ありません。よろしくをお願いします。

高 山 委 員

14番高山です。1-4、1-5、1-6、1-7について説明します。

1-4については息子さんの居宅を新築されるということで、以前から耕作されていませんでした。除草管理のような状態で問題ありません。

1-5についてですが1種農地ですが農振除外が済んでいるということでこれも問題ありません。

1-6ですがその北側にすでに分譲住宅地がありましてそこに接しています。耕作されておらず、除草管理されています。

1-7ですが一時転用ですし、山の真裏で畑が耕作しにくいということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-8についてですが現地を確認して問題ありませんでした。よろしくをお願いします。

仁 木 委 員

5番仁木です。1-9東一宮2区画ですがグリーンヒルズの下の住宅地で取り残されていた区画です。問題ないと思います。

1-10ですが東一宮の東の端です。隣はマンションが建っており、また、もう一方も宅地造成が始まっていました。問題ないと思います。

堀 江 委 員

4-1ですがすでに建物が建っています。追認ということでよろしくをお願いします。

岡 田 委 員

11番岡田です。4-2ですが家の近くで自宅に隣接している土地で問題ないと思います。よろしくをお願いします。

長	森	会	長	はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	無いようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい、賛成多数という事で議案通り承認されました。
大	山	委	員	続いて議案第49号非農地証明願承認について上程します。説明をお願いします。
				1区、大山です。1-1は、大田で平成17年頃から宅地になっていますが地域の集会所として使っていたということで仕方ないと思います。
				1-2ですがお孫さんが家を建てるということで調べてみると進入路が農地であったということです。よろしくお願いします。
高	山	委	員	14番高山です。1-3、1-4、1-5、1-6について説明します。
				1-3の下高倉西は、墓地なのですが過去から違反転用だったのですが今回分筆をしたということで非農地証明を出しました。
				1-4は、昭和に自宅を新築した時から違反転用だったのですが、今回非農地証明を出しました。
				1-5の堀坂ですが、兵庫県神戸市に住まわれておられて自宅と土地の間に進入路を通して裏の自宅に向かうということです。不動産屋を通して申請が出ておりましたが、分筆をして進入路を確保するという事で非農地証明を出しました。
				1-6ですが1種農地で違反転用であったのですが、農振除外が済んだということで非農地証明を出しました。
長	森	会	長	1-7上横野、場所がお寺の境内の中でやむ得ないと思いますのでお願いします。
竹	内	委	員	17番竹内です。2-1ですが平成5年頃に誤って家を建ててしまったので仕方ないと思います。
尾	島	委	員	6番尾島です。4-1、4-2について説明します。4-1は、宅地になって家が建っています。
				4-2も宅地に囲まれて庭等になっています。いずれもやむを得ないのでお願いします。
堀	江	委	員	4-3、4-4ですが、いずれも既に宅地になっているので仕方ないと思います。よろしくお願いします。
長	森	会	長	はい、ありがとうございました。ただ今、説明してもらったのですが、何かご意見ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようなので採決を取りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第50号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の説明をお願いします。
大	山	委	員	1-1野介代、面積はわずかですが山林原野化になっていることを確認しました。仕方ないと思います。よろしくお願いします。
長	森	会	長	1-2上田邑ですが高畑委員と行ってきました。かなり前から労働力不足で耕作放棄されており山林化していました。仕方ないと思います。
尾	島	委	員	6番尾島です。4-1、場所が勝北のコメリの北です。進入路もありませんし、スギやヒノキも生えて仕方ないと思います。お願いします。
植	本	委	員	16番植本です。5-1所有者は遠くにおられますし土地は原野化しており仕方ないと思います。よろしくお願いします。
長	森	会	長	ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが何か

			ご意見ございますか。
	*		ありません。
長	森	会	長
	*		ないようでしたら、採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
長	森	会	長
	*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長
事	務	局	賛成多数ということで、原案通り承認されました。続きまして、議案第51号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
			議案第51号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
			議案書のページは、12ページから21ページです。12ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区29件、加茂地区6件、阿波地区8件、勝北地区1件、久米地区18件の合計62件です。
			以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第51号の説明は以上です
長	森	会	長
	*		はい、ありがとうございます。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等ありませんか。
	*		ありません。
長	森	会	長
	*		ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長
事	務	局	賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、議案第52号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を上程します。事務局から説明をお願いします。
事	務	局	（津山）
			議案第52号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、22ページから27ページです。22ページに集計表を載せております。
			今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区15件、加茂地区7件、勝北地区4件、久米地区14件の計40件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第52号の説明は以上です。
長	森	会	長
	*		はい、ありがとうございます。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございましたら
	*		ありません。
長	森	会	長
	*		ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手をお願いします。
	*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長
事	務	局	賛成多数ということで、原案通り承認されました。続きまして、議案第53号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について事務局から説明をお願いします。
事	務	局	内容をご覧くださいます前に、農業振興地域整備計画・変更について説明をいたします。議案書のページは、28ページから32ページです。
			今回ご審議いただく編入25件についてですが、25件全てが中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度に取り組むために編入するものとなっております。なお、編入20から編入25の申出地につきましては、仮地番での申出となっております。これらは津山市八社において岡山県が圃場整備事業を複数の工区で行っており、その完了までは、まだ数年かかると把握しております。これらの工区全てが完了した後に正式な地番が登記されるため、今回は仮地番としての申請となっております。編入20から編入25の申出地は、既に圃場整備事業が完了しており、中山間地域等直接支払制度に取り組むことができる農地となっております。なお、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度は、農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地での取組が対象となっております。これらの制度への取組の開始にあわせるため今回は編入の変更のみご審議いただくこととなっております。除外と用途変更につきましては改めてご審議いただく予定となっております。

			す。
			以上、大変簡単ではありますが、議案第53号の説明になります。ご審議よろしくお願いたします。
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
			はい、ありがとうございます。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございましたら
			ありません。
			ないようですので採決をいたします。本案に賛成の方の挙手、お願いします。
			《 多数、挙手 》
			賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事	務	局	
			報告第8号について説明します。議案書のページは33ページから40ページです。
			今回は、相続によるものが13件76筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。
			報告第8号の説明は以上です。
長	森	会	長
			はい、ありがとうございます。続きまして報告第9号農地改良届出の受理についてお願いします。
事	務	局	
			それでは、報告第9号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、41ページです。今回は、1件です。
			1-1につきまして、野介代の畑、253㎡について、段差があり使用しにくいいため行う嵩上げです。
			報告第9号の説明は以上です。
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
		*	
事	務	局	
			ありがとうございます。それでは続きまして、その他に移ります。議事はここで終わりましたが委員の皆さん、事務局から何かありますか。
			ありません。
			無いようですので事務局から次回の開催について説明します。
			事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
			次回、11月の定例委員会ですが、11月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、11月の定例委員会ですが、11月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。
			事務局からの連絡は、以上でございます。
長	森	会	長
			ありがとうございます。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:40終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---